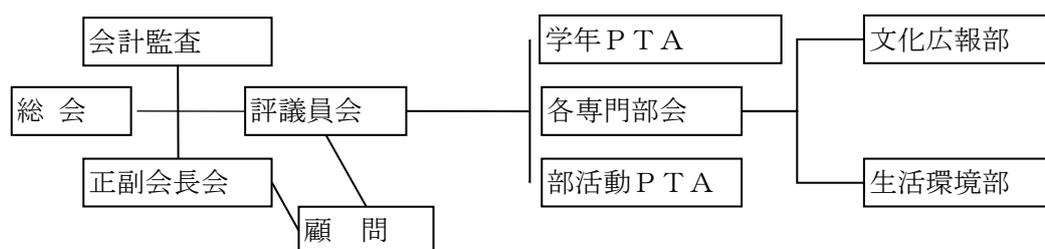


広神中学校PTA規約

- 第1条 この会は、広神中学校PTAと称し、事務局を広神中学校内に置く。
- 第2条 この会の目的は、次の通りとする。
1. 学校内外における生徒の福祉を増進する。
 2. 学校内外における教育条件の整備向上に努める。
 3. 学校と家庭との連絡を密にし、生徒の教育に万全を期す。
 4. 会員相互の親睦と教養の向上に努める。
- 第3条 この会は、本校に在籍する生徒の保護者、教職員及び賛同するもので組織する。
- 第4条 この会には、次の役員を置く。
1. 会長1名、副会長3名とし、任期を1年とする。ただし、留任を妨げない。
 2. 評議員若干名、会計監査3名とし、任期を1年とする。ただし留任を妨げない。
 3. この会には顧問を置くことができる。
- 第5条 役員を選出は、次のようにする。
1. 会長、副会長は評議員会で選出し、総会の承認を得る。
 2. 評議員会は、会長、副会長、各学年委員長、各専門部長により構成する。
 3. 会計監査は各学年副委員長が兼ねる。
 4. 顧問は会長の委嘱による。
- 第6条 役員の仕事は、次の通りとする。
1. 会長は、会務を統括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。
 3. 評議員は会務を審議する。
 4. 会計監査は、会計を監査し、総会に報告する。
 5. 顧問は、必要に応じて各種会議に参加し、意見を具申する。
- 第7条 この会の目的を達成するため、次の専門部を設け、連携を高めながら活動を行う。
1. 学年部
 2. 文化広報部
 3. 生活環境部
- 第8条 この会は次の会議をもつ。
1. 総会
 2. 評議員会
 3. 正副会長会(二役会)
 4. 専門(学年)部会
 5. 部活動PTA
- 第9条 総会は年度当初に開き、役員、事業、会計等について審議し、承認、決定する。
評議員会は年1回開き、各事業について、審議、決定する。
- 第10条 この会の経費は、会費、寄付金、事業収入等を当て、会計年度は4月1日に始まって翌年3月31日に終わる。
- 第11条 各専門部および各種会議の、基本的役割および構成は、細則で定める。
- 第12条 この会の規約の変更は、評議員会で審議し、総会で出席者の過半数の賛成によって承認、決定する。
- 第13条 会員や生徒に関する慶弔の規程は細則で定める。
- 第14条 細則については、評議員会で決定する。

付則1 この会の組織図は、次の通りである。



第6条 役員総会

1. 役員総会は年1回、年度当初に開き、新年度役員全体の顔合わせの会とする。
2. 各専門部の活動計画、予算案、PTA規約改正の審議等を主な内容とする。

PTA細則3 広神中学校PTA慶弔規程

第1条 広神中学校教職員、生徒、および会員に関する慶弔のことは、この規程による。

第2条 慶弔の基準は次の通りであるが、状況の程度により、その都度協議する。

1. 協議を要する時は、会長は副会長、幹事等に諮る。
2. 慶弔の基準
 - (1) 教職員に関する場合
 - ①死亡、病気、災害
その都度協議する。
 - ②配偶者、子供の死亡
10,000円とする。
 - (2) 生徒に関する場合
 - ①死亡
10,000円とする。(会長、校長、学年主任、学級担任参列)
 - ②災害
その都度協議する。
 - (3) 会員に関する場合
 - ①死亡
10,000円とする。
 - ②災害
その都度協議する。

PTA細則4 広神中学校PTA旅費規程

第1条 広神中学校PTA活動に伴う旅費のことは、この規程による。

第2条 旅費は別表に定める料金を支給する。

第3条 旅費の全部又は一部を、招待その他の理由により他から費用の支払いを受けたときは、本規定に定める旅費は支給しない。

第4条 本規定にて処理できない場合は、その都度会長、副会長で協議する。

第3条関係 別表（支給する旅費料金表）

県内出張

(単位：円)

	旅費(交通費)		旅費(交通費)
魚沼市内	500	新潟市	5000
小千谷市	2000	上越・下越地区	6500
長岡市	3500		

*附則

広神中学校PTA規約

PTA細則1 役員の選出

PTA細則2 各種会議および専門部の役割と構成

PTA細則3 慶弔規程

平成21年4月25日 一部改正

PTA細則4 旅費規程

PTA細則3 慶弔規程一部改正

平成28年4月23日 一部改正

令和6年4月20日 一部改正

平成元年 4月27日制定

平成元年12月12日制定

平成元年12月12日制定

平成元年 4月27日制定

平成25年4月20日制定

平成25年4月20日制定